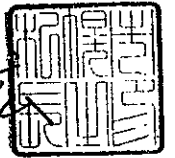


札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月 28 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 11 号

札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1号中「」の「」を「」において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「後）」を「後。同号及び次条において同じ。）」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (10) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項の規定

による土木施工管理の種目に係る同条第2項に規定する1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

- (2) 第3条第7号中「第2次試験のうち上下水道部門」を「技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第10号の上下水道部門に係る第2次試験」に、「水道に」を「水道等に」に、「もので」を「もの（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）で」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「第1号若しくは第2号に規定する学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に、「学科目又は課程」を「課程」に、「規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した」を「定める経験と同等以上の」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「あつては1年」を「ついては2年」に、「あつては2年以上水道」を「ついては3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第1号に規定する卒業者については1年以上、第2号に規定する卒業者については1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

- (3) 第3条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

- (4) 第4条第1項第1号中「各号に掲げる」を「第1号、第3号又は第5号に

規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については3年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあっては、修了者。以下同じ。）については5年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する」に改め、同項第2号中「又は第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に改め、「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」を削り、「を卒業した者」にあって」を「の卒業者について」に、「を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）にあって」を「の卒業者について」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「もの」を「者」に改め、同項第3号中「又は第4号」を「又は第5号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に改め、「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」を削り、「卒業者にあって」を「卒業者について」に、「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあって」を「について」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「もの」を「者」に改め、同項第4号中「前2号に規定する学科目に相当する学科目」を「前3号に規定する課程に相当する課程」に、「の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した」を「に定める経験と同等以上の」に改め、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 技術士法第4条第1項の規定による技術士法施行規則第2条第10号の上下水道部門に係る第2次試験に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(6) 建設業法施行令第37条第1項の規定による土木施工管理の種目に係る同条第2項に規定する1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(5) 第4条第2項中「1, 000立方メートル」を「10, 000立方メートル

ル」に、「規定中」を「同項の規定中」に改め、同項の表を次のように改める。

第1号	3年以上	1年6か月以上
	5年以上	2年6か月以上
	7年以上	3年6か月以上
第2号	4年以上	2年以上
	6年以上	3年以上
	8年以上	4年以上
第3号	5年以上	2年6か月以上
	7年以上	3年6か月以上
	9年以上	4年6か月以上
第4号	前3号	次項の規定による読替え後の前3号
第5号	1年以上	6か月以上
第6号	3年以上	1年6か月以上
第7号	10年以上	5年以上

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例及び札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境」を「技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第10号の上下水道部門に係る第2次試験に合格した者であって、選択科目として水道環境」に改め、「第1条の規定による改正後の」を削り、「第3条第7号」を「第3条第9号の規定」に、「同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門」を「当該第2次試験」に改める。